

事務連絡
令和2年8月7日

関係団体 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

高齢者施設における新型コロナウイルス感染者発生時等の検査体制について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等については、「高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について」（令和2年6月30日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等において示しているところです。

高齢者施設の入所者は重症化リスクが高い特性があり、早期発見の取組強化が重要であることから、今般、特に新型コロナウイルス感染者が発生した場合等の検査体制に関する留意事項を整理し、本日、「高齢者施設における新型コロナウイルス感染者発生時等の検査体制について」（令和2年8月7日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）を都道府県等に対して発出しました。

貴会におかれましては、別紙の内容についてご了知いただくとともに、会員各位に対し、引き続き新型コロナウイルスへの対応についてご周知いただきますようお願いいたします。

【別紙】

「高齢者施設における新型コロナウイルス感染者発生時等の検査体制について」（令和2年8月7日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）